

資源としての文化

第4回

福田一史

大阪国際工科専門職大学

<https://scrapbox.io/fukudakz/資源としての文化>



図. 講義ウェブサイトリンク (QRコード)

授業計画

回次	タイトル
1	ガイダンス・文化資源の定義
2-3	文化資源研究の系譜と基礎概念
4-6	デジタルアーカイブ
7-9	メタデータ
10-12	文化資源データの分析
13-14	事例研究
15	総括

コンテンツ

1. 文化資源の二次利用
2. デジタルアーカイブとは
3. ワークショップ(1)：デジタルアーカイブの活用

文化資源の二次利用

二次利用を支援する制度

背景

- デジタルアーカイブの発展により文化資源へのアクセシビリティが向上したとしても、デジタルコンテンツが**どのような条件下で利用できるか**を明示しなくては、それらの活用が進まない。
- そのようななか、海外ではクリエイティブ・コモンズ・ライセンスやパブリックドメインツールなどといった**枠組み・ツール**が普及しつつある。

パブリックドメイン

- 著作権保護期間の終了や、著作者の権利放棄などにより、著作物は自由に利用ができるようになる。パブリックドメイン (Public Domain: PD) とは、そのような状態の著作物、またそれらの群。
- “パブリックドメイン系ツール 使用ガイド”。
<https://resources.creativecommons.org/downloads/ccguides/publicdomain-ja-flat.pdf>.



図. “CC0” マーク (左) と “Public Domain Mark” (右)

パブリックドメイン

- 「著作権の保護期間は、原則として著作者の生存年間及びその死後70年間です。」
 - 著作者の権利の発生及び保護期間について – 文化庁.
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/gaiyo/hogokikan.html>.

著作物の種類	保護期間
無名・変名（周知の変名は除く）の著作物	公表後70年（死後70年経過が明らかであれば、その時点まで）
団体名義の著作物	公表後70年（創作後70年以内に公表されなかったときは、創作後70年）
映画の著作物	公表後70年（創作後70年以内に公表されなかったときは、創作後70年）

表. 著作権の保護期間の例外

青空文庫

- インターネットの電子図書館
- 「青空文庫は、誰にでもアクセスできる自由な電子本を、図書館のようにインターネット上に集めようとする活動です。」
 - “青空文庫早わかり”.
https://www.aozora.gr.jp/guide/aozora_bunko_hayawakari.html.
- パブリックドメインの小説などの著作物をデータ化し、公開するプロジェクト

クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

- Creative Commons Licenses (CC Licenses)
- “Creative Commons is a nonprofit organization that helps overcome legal obstacles to the sharing of knowledge and creativity to address the world’s pressing challenges.”
 - What We Do – Creative Commons. <https://creativecommons.org/about/>

クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

- インターネットにおける**著作物をシェアするための標準的ルール**として広く利用されている。
 - 例：Wikipediaのコンテンツ, デジタルアーカイブのコンテンツ
- クリエイティブコモンズは、アメリカで2001年に非営利団体として設立。ローレンス・レッシグら、アメリカのインターネット法や知的所有権問題の専門家などが発起人として関与。
 - “Laws that choke creativity | Larry Lessig – YouTube”.
<https://www.youtube.com/watch?v=7Q25-S7jzgs>.
 - “Free to Mouse!: Lawrence Lessig on Disney, copyrights, and the creative commons”. <https://www.austinchronicle.com/screens/2002-03-08/84942/>

クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

- “クリエイティブ・コモンズ・ライセンスとは”。
<https://creativecommons.jp/licenses/>. (accessed 2021-04-20)
- 作品を利用するための4つの条件（表示、非営利、改変禁止、継承）の組み合わせで6つのCCライセンスが存在する。



図. CCライセンスの例

<https://creativecommons.org/about/ccllicenses/>

Rights Statements

- CCは権利者による二次利用のための表示であるが、それに対して Rights Statementsは著作権のステータスや二次利用条件を表示するためのツールとして開発された。
- Europeana, DPLA, クリエイティブ・コモンズらにより、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスと、パブリックドメイン・ツールでは不足する部分をフォローするためのツールとして開発された。
 - RightsStatements.org. <https://rightsstatements.org/en/>.
- 参考：数藤雅彦. 2020. “Rights Statementsと日本における権利表記の動向.” カレントアウェアネス, no. 343 (March): 19–23. <https://current.ndl.go.jp/ca1973>.

デジタルアーカイブの望ましい二次利用条件表示

1. 国際的に普及しているパブリック・ドメイン・ツール及びCCライセンス。特に、CC0、CCBYを強く推奨する。
 2. Rights Statementsからは、著作権あり、著作権あり - 教育目的の利用可、著作権なし - 他の法的制限あり、著作権なし - 契約による制限あり、著作権未評価のマーク。
 3. 日本独自の表示としては、文化庁長官裁定制度を利用した著作物であることがわかるマーク(著作権未決定-日本孤児著作物)。
- デジタルアーカイブジャパン実務者検討委員会.“ (抜粋) デジタルアーカイブにおける望ましい二次利用条件表示の在り方について (2019年版) ”。
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digitalarchive_suisiniinkai/jitumusya/2018/nijiriyou2019.pdf.

デジタルアーカイブの望ましい二次利用条件表示

データ種別	自らが著作権を保有するものの二次利用条件
メタデータ	CC0
サムネイル／プレビュー	CC0, CC BY, PDM
デジタルコンテンツ	CC0, CC BY, PDM

表. 公的機関のもの又は公的助成により生成されたデータの二次利用条件

出所：デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会。「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン」.

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digitalarchive_kyougikai/guideline.pdf. (accessed 2021-04-20)

デジタルアーカイブ：権利表記の事例

- メトロポリタン美術館 <https://www.metmuseum.org/>
 - ロサンゼルス・カウンティ美術館 <https://collections.lacma.org/>
 - J・ポール・Getty美術館 <http://search.getty.edu/gateway/landing>
 - 大英図書館 <https://www.flickr.com/photos/britishlibrary/albums>
- 参考：“【2020年版】パブリックドメインで無料！世界の名画550万枚をダウンロードできる美術館サイト19個まとめ”. <https://photoshopvip.net/111868>.

孤児作品（Orphan Works）

- 著作者の死亡、著作者である団体の廃止や、著作権の譲渡などといった原因で、権利保持者がわからない作品が多く存在する。場合によってはいつからPD入りするかわからない場合もあるなどといったこともあり、国際的な課題となっている。
- 国内では、裁定制度の見直し（2016年）により、権利者搜索の要件が緩和され、保証金制度が運用されるようになった（第67条）。
 - 著作権法 | e-Gov法令検索. <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=345AC0000000048>.
 - 著作権者不明等の場合の裁定制度 | 文化庁. https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chosakukensha_fumei/.
 - 任天堂社による裁定制度利用の事例. <https://www.nintendo.co.jp/clvj/index.html>.

デジタルアーカイブ 活用ワークショップ

二次利用を支援する制度

ワークショップ

- 「**ジャパンサーチ**」を用いたワークショップ
 - ジャパンサーチ - <https://jpsearch.go.jp/>.
- 6名前後のグループに分かれて、次スライドで提案するキーワードを選択し、各自でより具体的なコンセプトを策定し、**バーチャル展示**として**マイノート**を作成=**キュレーション**する。
- 翌週の講義でグループ毎に発表を行う。
- 形式としては、持ち時間3分でマイノートを表示しながら報告する。
 - 1) 展示のコンセプトや、2) キュレーション作業中の気付き、の2点については必ず報告内容に含めること。

Tips

- マイノートは一時的にブラウザに保存されるだけなので、継続的に利用するためには、右上のメニュー (...) から「エクスポート」を選択し、保存しておく必要がある。
 - JSONファイルならエクスポートしたファイルをインポートすることも可能。